

## 「市町村の合併の推進についての指針」の概要

平成 11 年 8 月 6 日

自治省行政局

### 1 指針の位置付け

自治事務次官から都道府県知事に対し、『市町村の合併の推進についての要綱』の作成を具体的に要請。

(参考) 地方分権推進計画 (平成 10 年 5 月 29 日閣議決定) より抜粋

#### 第 6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

##### 2 市町村の合併等の推進

##### (1) 市町村の合併の推進

ア 自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置を講じることとし、このため、必要な法改正を行う。

(ア) 市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併のパターン等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱を都道府県が作成し、周知するよう要請する。

(イ) 都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる事項を明らかにした市町村の合併の推進についての指針を作成し、地方公共団体等に通知する。

### 2 指針のポイント

#### (1) 都道府県の「市町村の合併の推進についての要綱」の作成

都道府県は、「市町村の合併の推進についての要綱」を平成 12 年中のできるだけ早い時期に作成する。

#### (2) 要綱の構成

ア 市町村の地域の現況と今後の展望

イ 市町村の行財政の現状と今後の見通し

ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処

エ 市町村の合併のパターン

オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組

#### (3) 市町村の合併のパターンの内容

① 合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適切と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示す。

② 都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望し、作成する。

③ 地図上に示す場合、一通りの組合せを示すことが分かりやすいが、市町村の結び

つきに関する要素等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。

- ④ パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

(4) 市町村合併の類型

「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」を参考にして市町村の合併のパターンを作成する。

(5) 国による合併推進のための支援策

① 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。

② 地方財政措置

- ・ 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長（改正合併特例法）
- ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する合併特例債（改正合併特例法）
- ・ 合併市町村の振興のための基金造成に対する合併特例債（改正合併特例法）
- ・ 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置
- ・ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置
- ・ 都道府県の行う合併支援経費に対する特別交付税措置
- ・ 市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置
- ・ 都道府県の行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置

③ 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義や必要性、メリット並びに改正合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について積極的に情報提供。